

〈近世女性史資料 (4)〉

和漢繪入 女訓孝經教壽 (3)

——書誌・翻刻——

黃色瑞華*1

若林俊英*2

*1 城西大学教授・主任研究員

*2 城西大学女子短期大学部助教授

凡例

- 1 『和漢繪入女訓孝經教寿』の忠実な翻刻を旨とする。本文にあつては、句読点も原本のままとした。
- 2 使用漢字は可能なかぎり原形のままとし、原本の面影を伝えるようにした。
- 3 漢字のルビもすべて原本のままとした。
- 4 紙面の都合上、本文の行移りのみ原本どおりとした。丁移り、表・裏の別は、「1オ・」1ウを以て示した。

〈承前〉

唐土殿もろこしいんの紉王象牙ちうわうさうげの
 箸はしを調ととのひ玉たまひけれしんば臣
 下かの箕子きしこれふかを深なげく歎なげき
 したつとに同役どうやくの者もの云いけるハ君きみの
 尊たつときに其品しなを好このみ玉ふふ
 ともなんぞ分ぶんに過すぎし事ことか
 あらん箕子きし荅こたへけるは
 象牙ざうげの箸はしはわづかといへ共
 後のちには玉たまの杯さかづきを好このミ又は
 遠來えんらいの珍器ちんき珍ちんぶつを
 このみあるひハ衣服いふくを
 好このミ宮殿樓閣きうてんろうかくに至いたる
 まで美々びびしきをこのミ
 玉たまハ其そののちハ驕奢おごりに
 際限さいげん有あべからずしかする
 ときは國民緒事こくみんじよじの
 役用やくようかゝり自然しぜんと庶人しよみん
 困窮こんきうして難儀なんぎに及およぶ
 べしこれ全まったく一人おごりの奢おごり

にて終には天道の災

來り國家亂亡の基と

なるべしとはたして箕子が

いひしに違はず遠から

ずして國滅せしなり

明君ハ臣下の諫を得て

國治り民安くして

平和なり闇君ハ佞人を

愛し用る故に庶人苦

しミ國家の亂に及ぶ

もの也よく天の道を

わきまへ愼む事を肝

要とすべし

△28ウ・29オ・29ウ△

爰に出せる酒店の圖ハ高英が

祖々父と懇心なれ共其古へを不知

此家にして初祖の立置れし義

定を今二百餘年を経ると

いへ共不變して違ふ事なく

家業ハ云に及はず神事祭禮

佛會の施行に至る迄先規の

例に過不及なく悉く守り勿論

衣類ハ絹紬を上品として其

餘の品を不用主人も年六十

餘歳にいたらぬ前ハ必ず木綿也

縁類親族にハ高下あれ共

其交りを隔なく古流に隨ふ

故か家風になれて誰も其善

惡を噂する縁類もなし

然るにある日小間物商人櫛

笄の拂物直段格外恰好の

品也とて持來る室女其品を

見て扱も宜き品にて下直也

幸娘が好む所ゆゑに調んと

夫に申けれバ夫のいハれしは

此品ハ我家にハ過分の道具也

元來先祖の云付に背たる

事哉其身に過しハ祖のいま

しめとて道の深き恐れあり

若子家に此品を調なバ宝

財にあらで必ず妖物なるべし

娘が身の行末か近くハ家に

妨の辛勞來るべしとて求る

事を止しとぞ是既に先祖へ

孝道の至り成べしその後の
風間に隣郷の富家にて

其品を求められしに果して

奇怪ありて自然と家に

故障の災難重りて身上

亂れしとなり是先祖の

家を取建たる初の千辛

万苦の艱難の事を深く

思はずその大恩を知らざる

故の愚昧なるハ歎かハしく

不忠不孝の始末是非も

なき事也また唐土王涯と

云し人ハ官祿ある貴人なり

其妻國中に誠に珍しき

玉の筭有けれハ稀なる

指物なる故に其價高直

なれ共求めん事を王涯に

乞けれハ王涯此釵ハ妖物

なるべしとて買ふ事を免さず

其後求めし人横難の禍

有て家祿を滅せしと也

しかれハ古人の示されし

一 30 ヲ

ごとく足事を知らぬハ萬の
禍出來の源ならんか唯

農工商の三民は鄙賤なる

天命を覺悟して分限の

内端にて緒事足る事を

知らバ一生災難をまぬがれ

且ハ不義を行ふ憂ひも

有まじく國家の大祿も

富貴の繁榮も驕奢に

ほこりてハ浮雲の如しと

聖人の玉ひし事なり

都て和漢とも人情は

聊も異なる事ハなきと

見えたり右にあぐる王涯と

酒屋の奇怪の事は俗

言のたとへに云し瓜を

二ツにわりしに似たると

その同じき事也此もの

かたりハ女性のミにはあらず

男子の太刀脇差提物

等にまゝ災難の祟有て

其刀のために一命を

一 31 オ

一 31 ヲ

失ひ又ハ家を破滅せし
事も其例すくなからず
畏るれバ怪我せず慎ミ
あれバ禍を免るとの
古言は誠に金言にして
宜なる哉慎しむべき事也
本朝二十四孝

△函▽

○仁徳天皇 應神天皇第四の

宮にて御孝行に渡らせ玉ふ事

たぐひなし然るに父帝第五いらつこの

宮をふかく御寵愛まし御位を

譲り玉ハんとて終に太子に立置玉ひ

其翌年かくれさせ玉ひぬかくて

いらつこの宮天皇ハ兄なれば御位に

つけ奉らんと玉ふ天皇は父の

御遺言なればいらつこの御國を

治め玉へとて互にゆづり玉ひて

三年迄民の貢も留りけりかくて

いらつこの宮失させ玉ひければ天皇

せんかたなく御位をつかせ玉ひ唐土

堯舜の御代にもこえつべき國と

一 32 オ

治めさせ玉ふ

○吉備兄媛 應神天皇の

后也天皇難波に御幸し玉ひ高

臺にのほり遠く望ませ玉ふ兄媛ハ

傍に侍りて深歎の色あり天皇あや

しミ思ひて故を問せ玉へバ兄媛答て

此程ハ父母のゆかしく侍るに西の

△函▽

△函▽

方を詠候へバ一入悲く侍也願くハ

國に歸し玉へと申ければ天皇その

雲の上の榮花にも泥ミなく母を

したふ志しを感じ玉ひあまたの

舟人をして吉備の國へ送らせ

織部の縣を所領に給りけり

○養老孝子 美濃の國に貧

しき民あり老たる父に孝行也父些に

酒を好めり子常に薪をこりて其

價にて酒を調へ養ひ乏しき年

月を送りけるがある時山に入薪を

こりつかれを助んとある岩間の

水をすくひて吞ければ味も香も

一 32 ウ

一 33 オ

一 33 ウ

めでたき酒にてぞ有ける大に悦び

やがて汲はこび父母にあたへければ

老の姿も若やく程の薬の酒也此事

帝聞召れて孝心を御感有て美濃

守になされ年号を養老と改元し玉ふ

○丈部三子 元正天皇の御時

漆の司丈部の岩勝漆を掠

たりとて遠き國に流さるべきに

定りけり岩勝三人の男子あり

△図▽

兄ハ祖父丸とて十二歳次ハ安頭

丸とて九ツ其次ハ乙丸とて七ツ

成けるか父が流罪を悲しミ官所に

來り三人のものはいかなるつたなき

つとめをも永くつかふまつるべし

父が罪を助けさせ玉へとぞ歎き

ける人々此由を奏しけれバ帝

聞召れおさなきもの共のやさしき

志かなとあはれませ玉ひ其罪を

なだめ流罪をとゞめさせ玉ひしと也

○蘇我造媛 ミやつこ姫ハ蘇

我が石川麿の娘にて中の大

兄の王子の夫人也同氏蘇我が

身判といふもの皇太子に來り

石川麿逆心ありと讒し申け

れハ太子いかりて石川麿を二

田の鹽といふものに討せられ

たり造姫のいたみなげきたと

へんかたなしそれより鹽といふ

事を聞ても忌かなしミけれバ

めしつかひのものに至る迄鹽の名を

改めて堅鹽とぞ呼ける然れ

△図▽

ども姫ハなげきにたへず

つるに空しくなれり後に

太子大に悔玉ひ御哥さまく

ありけりとなん

○矢田の黒麿 むさしの國

入間郡の人也父母に深く孝行

にて常にこやかにつかへけり父母

むなく成けれバかなしミしづミて

やせおとろへ十六年の間あらしき食物

にて精進し引こもりるけり帝

此よしきこしめし感じ思召て門に

しるしを立て年貢ハ申に及

ばずもろくのやくをゆるし其
孝行をあらハし給ひしと也光仁

天皇の御代なりけるとかや

○伴宿禰野繼 征夷副將軍

伴益立が子也宝龜十一年に

父從四位下に叙せられけるが

人の讒言によりて其位をけつ

られけり野繼心をいためてさま

ざま身をやつしてつるに無實

の由を奏問申父の恥をきよ

めてもとの位にかへしけり凡讒

言にあへバあまたの人力を出

してすくふといへ共申開き難きに

此野繼ハいか成はかりことをなして

父の恥辱をすゝぎけん和人

皆かんしあへりける

○藤原 衛 贈左大臣藤原

の内鷹公の第十男也二歳の時

母におくれて五歳の時母なき

事を尋聞深く悲める有様

年たけたる人のなげくがごとし

△ 函 △

父の大臣是たゞものにあらずと

深く寵愛せられしが終にたてゝ

家を譲り玉ふされバにや年十

八と聞ゆるころ學問人にすぐれ

て智恵さとかりけれバ時の人

かんしてミなくあがめ敬ひける

とかや

○波自采女 采女は對馬の

上あがた郡の人也不幸にして

夫に早くおくれたりかたちいや

しからねバ慕ふものあまた有て

様々いひよりけれどもかたたく

守りて再びこと夫にまみえず

只父母につかへて孝行をつくし

父母身まかりけれバ其墓の

ほとりに廬を結びこもりゐ

けり所の人此孝行の節義を

かんじ上へ訴へけれバ時の聖主

稱徳天皇御感なゝめならず

則 其貢をゆるし世に名を

ひろめさせ玉ひしとなり

○紀夏井 從四位下紀の



善峯の子也心きよく學問

あつくして仁壽の帝につかへて

御寵愛にあづかり右中弁に

いたる孝行成事至て世にたぐ

ひなしひとり母におくれてかなし

ミにたへずその死骸を野べに

おくらず新に堂をつくりて其内に

をさめ朝夕これに入て父母の

世にいます時のごとく三年迄

つかへつとめて其孝行世に

あらハれかくれなかりしとかや

○小野 篁 小野長峯の子也

天長九年父におくれ承和五年

遣唐使たるに母の別れを惜ミ

病と稱して道より歸るこの故に

隱岐國へ流されたり 篁猶ひとり

母につかへて 賤者のごとく水

を汲薪をこりてその身やせおと

ろふ迄も孝心深き事たとへん

かたなし其翌年めしかへされて終に

一 36 ヲ

參議從三位に叙せられける歌を
よく讀我朝の大儒とて物しり



の名を殘されたり

○丹生弘吉 若狭の國遠

敷郡の民也父にハいとけなくして

おくれ母に孝なる事國人にこへ

たりもし他所に行事あれバ先父の

墓所に行て涙を流し經など

よみてねんごろにいとまごひし母の

心もよくなぐさめて出ゆきけりされバ

其里不作の年といへども此人の

田畠ハ雨風にもいたます早にも

そこねず虫も入さりけり此事

内裡にきこへてめし出されて其

國をたまはりて 則高き位に

のぼりしとなり

○難波部安良賣 筑前の

人にていとけなきより二人の

親に孝をつくし母にかくわかれ

てふかく歎き朝夕墓所に詣

行て水をそぎ塵をきよめて

一 37 ヲ

一 37 オ

かなしミしたひけり十六のとし
同國の宗像朝臣秋足といふ
人の妻と成けるに幾程もなく

△△

又秋足におくれけり其後様々
いひよる人あれと貞節の道を
かたくまもり二夫にまみえず天

長の君聞召れて位二級を給
はりみつぎものをゆるさせ玉ひし也

○大江舉周 大江匡衡の子

にて母ハ赤染衛門也舉周おもき
病にて頼すくなく見えければ

赤染衛門あんじ 煩て住吉に詣て
我子の命にかはらんとさせいして

哥に變らんと祈る命ハをしからて
さてもわかれん事の悲しきと讀て

奉りければ舉周病忽ち癒て母

れいならず見えにけり舉周此よし
を聞大きに驚き急ぎ住吉に

詣てそのまゝ我が命を取て母を
たすけ玉へと身をなげうち歎

きければ明神あはれミ玉ふにこそ

38オ

母子共につゝがなかりけり

○隨身公助 東三條大政大臣

の御鷹飼武則が子也常に父に
孝行也或時公助右近の馬場

△△

のり弓をあしくしそんなりとして
數多はれなる所にて父ハ公助を

さんぐにてうちやくしけりされども
公助うごかずして父の思ふまゝに

打れるたりけり後に人々などにけ
ざりしと尋ければ我にげたらバ父

猶いかりもしやつまつきたをれなど
仕玉ハんとあんじてかく有けりと

答けりそれより孝行を人の
しりけるとかや

○橘氏妙沖 橘逸勢が娘也

逸勢罪有て伊豆の國へ流
され娘いまだいとけなくして父の

別をかなしみ跡をしたひ行ける
をけいこの武士しかり留ければ

娘ひるハ留る體にて夜々終に追
着ぬ然るに逸勢遠江の國に

38ウ

39オ

着て病死しけり娘其死骸を

葬り身ハ尼と成妙沖と改墓に

庵して歎きあける程十年に餘

れり時の帝聞召れて逸勢に

正五位下を贈り給ひ都にかへし

葬るべしと勅有て則棺をほり

出して京に移し葬りけり

○伴直家主 安房の國あハの

郡の民にて親につかへてつねに孝

行也父母終りけれバ口によき味

ひを食せず身にあらき物を

着て歎きくらし餘り乞したひ

て二親のすがたを木にて造り

清き所にあがめ置て朝夕食

事をそなへ禮をなしてつかへ

供養する事此世に在時に

少もたがハさりけり所の人きどく

の思ひをなしけるが終に内裡へ

もれ聞てやがて位を玉ハリ承く

年貢をゆるさせたまふとなん

○信州孝兒 信濃の國何

某とかやいふ人男子を儲て妻

139ウ

におくれ京より後妻をむかへ

たり此妻都にかたらひし男有

て様々文を通しけるを何某

聞出してひそかに文をさがし

求我ハ物を得かゝで戸がくし

△図▽

山へ手習に上せ置し子にミせて

よませけり子繼母の罪をすく

ハんと思ひ事なき文のやうに

讀なし父のいかりを留けり繼母

大きにかんじて夫より心を改め

兒に哥讀て送るしなのなる

木そぢにかけし丸木はしふミ

見し時ハあやうかりけり兒かへし

信濃なるそのはらにしもやどらねど

みなは木々と思ふばかりそ

○佐紀民直 大和の國佐紀

△図▽

といふ所の民の直氏のむすめ也

同し郡の大和の忌寸果安と

いふ人の妻と成て不幸にして

夫におくれ道を守り後夫に

140ウ

140オ

ふれず舅しゅう 姑こうに孝をつくし

て名を取たり又まゝしき子と

我うめる子と合て八人有けるを

同じくあはれミそだて少もへだつ

る心なし義理の道といひ孝

行の道といひ慈悲の道といひ

ひとかたならぬ賢女とミな人

かんじけると也

○小松内大臣 内大臣重

盛八平相國清盛の嫡子也

しかるに父の清盛おごりを極

め君をないがしろにし民をくる

しめ萬何事につけても我まゝを

のミふるまはれしを重盛ふかく

なげきて神明ぶつだにきせい

し聖人の道をもつてさまゝに

いさめ命の終る夕べまでも

父を善道に引入んといさめ



残し玉ひぬされバ重盛存

生の内は大逆をなさしめず

よつて平家の世かたぶかざりしと也

是内大臣の孝也

○北条泰時 北条陸奥守

義時の子にて鎌倉執權職を

つがれたり然れども父存生の内

残る子あまた有けるを泰時に

と有て寵愛深かりけれバ父死

去の後其所領を弟妹に多く

わけあたへてわれハすくなく受

けるを尼將軍聞玉ひ驚て

改め正しく分あたふべしと沙汰

有けるとぞ泰時かれらをおろそ

かにするハ父の心さしにあらざと

しるて申家に歸るこれ尼公の

仰ぞとてはじめのごとくわけ

あたへられしとぞ也

○薩摩福依賣 さつまの

國のいやしき民のむすめ也父母老

てもとより家まづしく常に病

あり福よめかたちおとろへ身も

かしくて人にやとハれわづかの物を

得て父母を養ひ薬をもとめ

あたへてあつかふ事廿年に及べり

殊に其身いやしきながらやんごとなき

人のごとく父母を重く敬ひもてなし

かりにもたハれたるけはひなし仁壽

の帝の御時終に奏し申けれバ

やがて位三級をたまハリ門に

しるしを立家さかへけると也

○楠帶刀正行 正行ハ正成

みなと川にて討死せられしを



歎き自害せんとせしを是父の

志にあらざと母に諫められしより

死を留まり忠孝をはげミし事

天下の目を驚かせりある時帝

弁の内侍とていとやんごとなき女房

を正行に給ハらんと勅禮有けれバ

正行へとても世にながらふべくも

あらぬ身のかりの契をいかでむす

ばんと讀てかたく辞し奉りて

けり只しばらくも父の遺言を

忘れざりし也

○後三條院 此帝いまだ太子

にておはしましける時常に北斗を拜せ

玉ひけり成尊僧都と云法師折々

御祈禱の爲に來けるがある時何の

爲の御祈にて北斗を拜せ玉ふにやと

尋ね奉りけれバ帝問召れ父の

御在世を千代萬世と祈る所にやも

すれバ我が即位の事をいそぐ心の

いて來て罪深く思ふ故に其心のいでぬ

やうにとてこそ北斗ハ拜むなれとこたへ

させたまひしとなり

